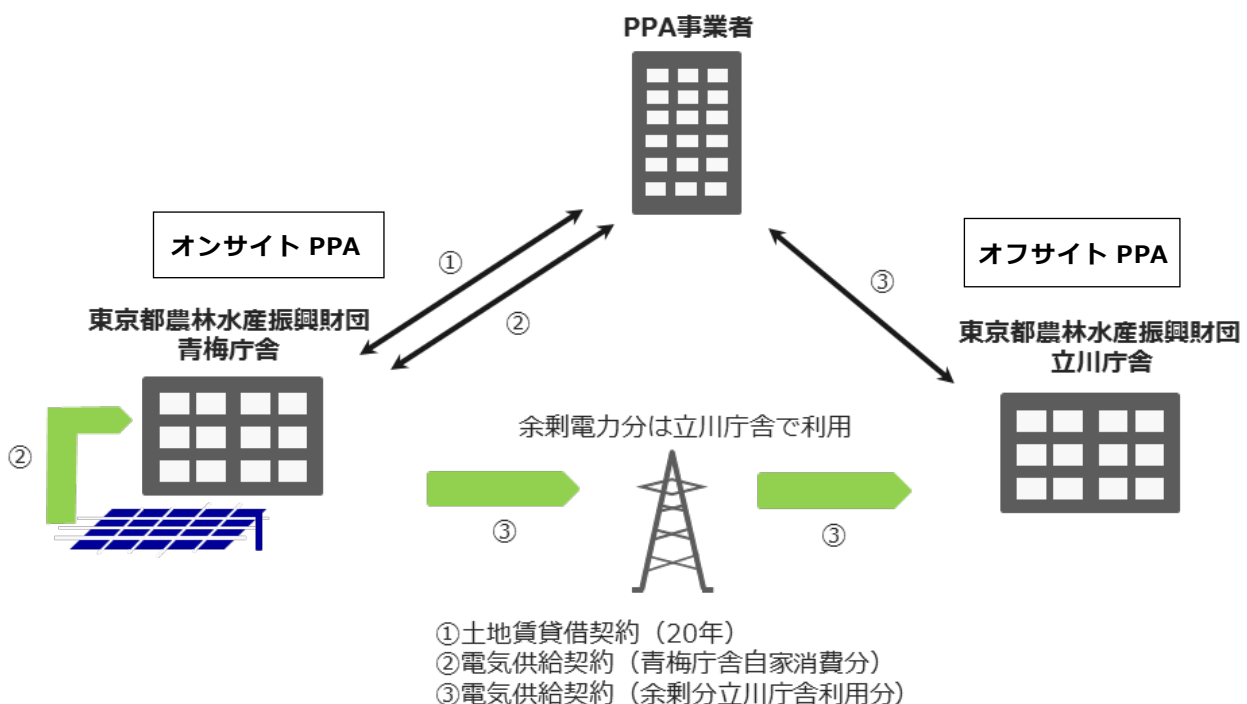


事業スキーム図（都有地を活用したオンサイト・オフサイト併用型 P P A）

- ・東京都は P P A 事業者にも有地を賃貸します。
- ・ P P A 事業者は有地に太陽光発電設備を設置し、運営の上、東京都農林水産振興財団青梅庁舎で自家消費する分については、青梅庁舎に再生可能エネルギー電気を供給します。（オンサイト P P A）
- ・青梅庁舎で自家消費する分以外の余剰の再生可能エネルギー電力については、財団の立川庁舎で利用します。（オフサイト P P A）



* P P A（Power Purchase Agreement：電力購入契約）モデル

P P A 事業者（発電事業者）が施設に太陽光発電設備を設置し、需要家（消費者）は設備で発電した電気を購入する契約。需要家は設備を所有せず、初期費用の負担や維持管理なく再生可能エネルギー電気をを使用することができる。

